



ネイチャーポジティブとは

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指します。

今の地球は過去1000万年間の平均と比べ10倍～100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にあります。この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術まですべてにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。

生物多様性に関する動向

1992年 生物多様性条約採択（国連）

目的：①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続的な利用、③遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分

2010年 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）（国連）

世界目標「愛知目標」採択 2011年～2020年までの目標。2020年までに生物多様性の損失を止めることを目指したが、20の個別目標で達成されたものはない

2022年 生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）（国連）

新世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」採択

2050年のビジョン「自然と共生する世界の実現」と2030年ミッション「人と地球のために自然を回復の道筋に乗せるために、生物多様性の損失を喰い止めるとともに反転させるための緊急行動をとる」の2本立て

2023年3月 生物多様性保全国家戦略2023-2030を閣議決定（日本）

ネイチャーポジティブ達成に向けた5つの基本戦略と40の個別目標を設定

生物多様性国家戦略2023-2030

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略1

生態系の健全性の回復

基本戦略2

自然を活用した社会課題の解決

基本戦略3

ネイチャーポジティブ経済の実現

基本戦略4

生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

基本戦略5

生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

ネイチャーポジティブ宣言

ネイチャーポジティブの実現には、企業、地方公共団体、NGO等をはじめとするさまざまなステークホルダーに協力してもらう必要があります。

そのため、環境省が事務局を務める「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」はネイチャーポジティブを目指す第一歩として「ネイチャーポジティブ宣言」を表明してもらうよう呼びかけており、令和7年1月24日現在、参加企業・団体数207団体、宣言への賛同を表明した企業・団体数421団体、延べ参加企業・団体数628団体となっています。（神奈川県内R6.4厚木市のみ）

秦野市ネイチャーポジティブ宣言（案）

秦野市は、みどりの基本計画に掲げる5つの方針のもと、2030年を目標に生物多様性の損失に歯止めをかけ回復に転じる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すことを宣言します。

- 一、みどりを守ろう 多種多様な生物と私たちの生活を守り、豊かにする緑を保全します。
- 二、みどりを創ろう 生物が生息する自然と人が触れ合えるまちづくりを進めます。
- 三、みどりを知ろう 環境教育や自然観察会を通じ、緑への関心を深め、生物多様性の保全・回復の行動に結びつけていきます。
- 四、みどりを生かさう 希少な生物が生息する生き物の里を中心に、多種多様な生物の生息空間を作り、生態系サービスの享受を図ります。
- 五、みどりと暮らそう 持続可能な生物多様性の保全・回復の取組を進めるため、生物多様性に関わる活動をする人たちとの連携を強化します。

宣言のメリット

地域の自然の豊かさを大切にしたい地域づくりを実践し、そのことを内外に発信することができます。このことは、地域住民の誇りを醸成させながら、移住者、交流人口、インバウンド等の観光客増加につなげることが期待されています。

また、日本自然環境保護協会が進めている「ネイチャーポジティブ自治体認証」の条件の1つとなっており、市町村と企業向けの「ネイチャーポジティブ支援プログラム」やネイチャーポジティブに賛同している民間企業とのマッチングが期待できます。

ネイチャーポジティブ自治体認証

日本自然環境保護協会は、「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」を全国で展開するために、市町村と企業向けの「ネイチャーポジティブ支援プログラム」を開始し、「ネイチャーポジティブ自治体認証」を創設しました。

本認証制度は、地域の自然を活かしてネイチャーポジティブな地域づくりを推進する自治体を日本自然保護協会が認証し、支援する制度です。